平成２３年（フ）第４１３号
盛岡市南仙北１丁目20番14号
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８３号
福島県須賀川市大町270番地
債務者　折笠　春美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目17番24号
パークハイム住吉101号
債務者　石川多美子（旧姓北畑）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　８―704号
債務者　堂脇　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
青森市本泉２丁目16番３号
債務者　秋穂　隆雄
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―411号
債務者　泥谷　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１８号
北九州市八幡西区山寺町12番１―903号
債務者　森藤　直美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８５５号
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田２丁目１番５号
債務者　清水　　正
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字稔町５番地５
債務者　三上　竜治
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２５０号
神戸市北区京地２丁目20番地の６
債務者　前田　　真
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９４号
神戸市中央区山本通４丁目15番16―702号
債務者　横田　亜未
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３１号
沖縄県那覇市字大道133番地　ＫＹビル201大浜方、住民票上の住所沖縄県那覇市前島２丁目18番16号　幸アパートＢ―302
債務者　峰原　光代
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平430番地15Ｂ―43　202
債務者　上地　純市
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７０号
青森県十和田市大字深持字中平８番地２
債務者　中野渡誠子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４７１号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地９街区９棟203号
債務者　東　ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏90番地２
債務者　古川　幸雄
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏90番地２
債務者　古川キヌエ
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０８２号
千葉県市川市南八幡３丁目12番20―206号　ＡＣＥユニオンマンスリー本八幡
債務者　小田與志夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係